

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～
◆発熱や腹痛などの初期救急が必要なとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】
☎ 0155-26-1099(フリーダイヤル)
▷年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】
☎ 0120-20-8699(フリーダイヤル)
☎ 011-221-8699(携帯電話/PHS)
HP <http://www.qq.pref.hokkaido.jp/>
▷年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

豊頃医院・歯科診療所『休診日等のお知らせ』

●日曜祝日、土曜日(第2・第4)は、休診日です。
12月は**10日、24日**が休診日です。

☆夜間診療日☆
●豊頃医院:毎週火曜日
※17:00～19:00(18:30受付終了)
●歯科診療所:毎週月曜日
※事前予約が必要になります。

☆短縮診療日☆
●大津診療所短縮診療日:22日(木)
※14:00～15:30(15:00受付終了)

■お誕生 (10月20日～11月19日届出分)				
名 前	性別	親	住 所	
わかやま たいち 若山 泰千 くん	男	達利・美幸	中央新町	

■おくやみ (10月20日～11月19日届出分)				
名 前	年齢	死亡年月日	住 所	
遠國 幸子 さん	88歳	23. 10. 22	豊 頃	

■寄附			
住 所	名 前		目 的
【町寄附分】			
二 宮	遠 藤 重 夫 様	公衆用道路のため	
大阪府門真市	森 崎 重 則 様	ふるさと納税（まちづくり）	
【社会福祉協議会寄附分】			
大津寿町	竹 島 壽 美 子 様	社会福祉増進のため	
茂岩フラワー教室 代表 脇 坂 榮 子 様		社会福祉増進のため	

**農業委員会委員選挙人名簿
登載申請書を提出してください**

【有資格者】
平成24年1月1日現在豊頃町内に居住し、平成24年3月31日現在満20歳以上の方(平成4年4月1日以前の出生者)のうち、次のいずれかに該当する方。
①30アール以上の農地を有し、耕作の業務を営む経営主
②右記の方の同居の親族またはその配偶者で、年間概ね60日以上耕作に従事している方
※今回配布する申請書には、現在の選挙人名簿に登載されている有資格者について記載してありますので、該当しない場合は削除願います。また、字句などに誤記があれば訂正願います。
新たな有資格者については、空欄へ追加記入願います。

【提出方法】
必要事項を記入・確認のうえ押印し、専用の封筒に入れて封をし、各行政区長に提出してください。
なお、法人については、農業委員会へ直接提出してください。
平成24年1月10日が行政区長から

【提出期限】
平成24年1月10日が行政区長から

**平成23年11月分
住民基本台帳閲覧状況の公表**

このことについて、住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、次のとおり公表します。

閲 覧 申出者	社団法人 新情報センター 事務局長 平 谷 伸 次
閲 覧 年月日	平成23年11月 9 日
閲 覧 目 的	内閣府政策統括官付から委託を受けた平成23年度食育に関する意識調査の対象者名簿作成のため
閲 覧 対 象	中央新町に在住する20歳以上の者のうち13名抽出
お 問 合 せ 先 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213	

交通規制のお知らせ

①大津広尾海岸線Ⅱ非除雪区間のため通行止め
場所▽長節沼地先
期間▽平成24年3月31日まで
時間▽終日
所管▽役場施設課 ☎ (574) 2215

②長節海岸線Ⅱ非除雪区間のため通行止め
場所▽長節沼地先
期間▽平成24年3月31日まで
時間▽終日
所管▽役場施設課 ☎ (574) 2215

③新和町1号支線Ⅱ非除雪区間のため通行止め
場所▽茂岩新和町地先
期間▽平成24年4月16日まで
時間▽終日

所管▽役場施設課 ☎ (574) 2215

④湧洞沼地先く湧洞1302番1地先Ⅱ非除雪区間のため通行止め
場所▽湧洞沼地先
期間▽平成24年4月20日14時まで
時間▽終日
所管▽帯広建設管理部浦幌出張所 ☎ (576) 2132

除雪にご協力を！

問 役場施設課土木係 ☎ (574) 2215

―市街地域の皆さんへ―
除雪車両による作業の際、駐車車両やごみステーションなど、路上に放置されている物件があると、除雪の妨げや破損などの原因になります。状況を確認のうえ、支障のないよう移動願います。
なお、通常の方法での除雪作業中、道路敷地内の物件に破損などを生じても損害賠償には応じられませんので、ご了承願います。

―農村地域の皆さんへ―
母子・老人家庭などの除雪は例年同様に実施しますが、敷地内にう回路がない場合や除雪する場所に農機具などがあると除雪ができませんので、除雪車の進入路を確認し、支障物件を移動していただくなど、円滑な除雪作業にご協力願います。

= 雪捨て場 =
右の場所を雪捨て場としますので、ご利用ください。(案内看板が設置してあります。)
雪以外のごみ等は捨てないでください。

※路上や公共駐車場に駐車中の車両は、除排雪作業に大変支障があるのでお気をつけください。